

災害時における物資の緊急調達及び供給等の  
協力に関する協定書

広 島 市

N P O 法人 コ メ リ 災 害 対 策 セ ン タ ー

## 災害時における物資の緊急調達及び供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、広島市地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施に必要な物資の緊急調達及び供給に関する広島市（以下「甲」という。）の計画に対するNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が広島市災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、経済観光局長が行うものとする。ただし、被害の状況によっては、区長が乙に要請することができる。

3 甲の乙に対する要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後において文書を提出するものとする。

(物資の優先供給の協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

(物資の種類)

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資のうち、乙が調達可能なもの

(物資の搬送及び引渡し)

第6条 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、物資の引渡し場所は甲が指定するものとする。

2 事情により乙が物資を搬送できない場合は、乙が甲に対し引渡し場所を指定し、甲が指定する者に物資の引渡しを行うものとする。

3 甲又は甲が指定する者は、乙の立ち会いのもとで、物資の種類及び数量を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づき、乙が供給した物資の対価及び乙が行った搬送等の費用については、甲がこれを負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における小売価格及び乙が行った搬送等の実費額を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 甲の乙に対する費用の支払いは、乙が第6条第3項の引渡し後、甲に請求するものとし、甲は、乙からの請求に基づき速やかに支払うものとする。

2 第6条第3項の引渡し前に生じた物資の亡失、毀損等は乙の負担とし、引渡し後に生じた物資の亡失、毀損等は甲の負担とする。

(保有数量等の報告)

第9条 甲は、乙に対し、必要に応じて物資の保有数量(又は供給可能数量)の報告を求めることができる。

(廃止届等)

第10条 乙は、第5条に規定する物資につき、主な品種の取扱いを廃止又は休止した場合は、甲に届け出るものとする。また、その後において取扱いを再開した場合も同様とする。

(防災訓練等)

第11条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要な訓練等を随時行うとともに、連絡体制、連絡方法等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(担当者名簿等の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿等を作成し、相互に交換するものとする。

(その他)

第13条 甲は、他都市等から物資調達の斡旋を要請された場合、この協定に準じて、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

2 この協定に定める事項で疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 この協定に定めるもののほか、乙は、甲が行う防災活動に対し、避難場所の提供や地元自主防災組織との連携等出来る限り協力するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は締結の日からその効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月19日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

広島市長 松井一實

乙 新潟市南区清水4501番地1

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧雄一郎

(別表)

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ